

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）、福島県庁舎等維持管理業務の委託契約に係る条件付一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者）

福島県農業総合センター所長 古川 勝弘

2 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 空調設備保守点検業務委託
- (2) 業 務 箇 所 福島県郡山市日和田町高倉字下中道 1 1 6 番地
福島県農業総合センター
- (3) 業務の仕様等 別紙仕様書のとおり
- (4) 履 行 期 間 契約日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 福島県庁舎等維持管理業務入札参加資格制限措置要綱（平成 2 0 年 8 月 6 日付け 2 0 文 第 1 6 1 0 号総務部長通知）に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に該当しない者であること。
- (5) 庁舎等維持管理業務競争入札参加有資格者名簿（令和 8 ・ 9 年度分）の機械設備保全管理業務に登録されている者であること。
- (6) 県中地域に本店、支店又は営業所を有する者
- (7) 過去 2 年の間、本件業務又は本件業務と同規模、同種の業務を履行した実績がある者
- (8) 第一種フロン類充填回収業者に登録されている者

4 入札等関連資料の閲覧場所等

- (1) 入札等関連資料の閲覧場所及び問合せ先
福島県農業総合センターのホームページに掲載するほか下記において閲覧に供する。

〒963-0531

福島県郡山市日和田町高倉字下中道 1 1 6 番地

福島県農業総合センター 事務部総務課

電話番号 024-958-1705

福島県農業総合センターホームページアドレス

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/37200a/>

(2) 入札等関連資料の閲覧期間

令和8年9月29日（火）から令和8年10月14日（水）

(3) 現場説明会は行わない。

5 入札書等の提出方法等

(1) 入札者は、所定の入札書（様式第3号）に必要とする事項を記載し、下記6に示す日時及び場所へ持参すること。郵送による入札は不可とする。

(2) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。

ア 委任状（様式第4号） ※代理人が出席し、入札する場合

(3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 落札の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名の記載（外国人の署名を含む。以下同じ）をすること。

ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載をすること。

(4) 開札後に入札参加資格の確認を行うため、条件付一般競争入札参加資格確認書類提出書（様式第5号）及び添付書類を作成し、入札場所に持参しなければならない。

6 入札の日時及び場所

(1) 日時 令和8年10月15日（木） 午前10時

(2) 場所 福島県農業総合センター 1階会議室

7 入札保証金

福島県財務規則第249条第1項第4号及び同施行通達第249条関係第2項の規定に基づき入札保証金は免除する。

8 入札方法及び開札等

(1) 開札は、上記6で指定する日時及び場所で行う。

(2) 開札に先立ち、入札者は上記5（2）で指定する書類の確認を受けるものとする。

(3) 開札は、入札者及びその代理人を立ち会わせて行う。

(4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入

札に付することができるものとする。

(5) 再度入札は2回までとする。

(6) 前号においても落札者が決定しないときは、再度の入札の2回目において低価格の入札をした3者以内の者と随意契約に移行する。その際は見積書に必要事項を記載して提出すること。

9 入札心得

(1) 入札者は、入札公告、入札説明書、金額抜き設計図書、仕様書、福島県庁舎等維持管理業務に係る条件付一般競争入札心得、契約の方法及び入札の条件を熟知し、また暴力団排除に関する誓約事項を承諾のうえ入札しなければならない。この場合において、当該業務の仕様等について疑義がある場合は、条件付一般競争入札設計図書等に関する質問書（様式第1号）により、農業総合センター事務部総務課（上記4（1）に同じ）に令和8年10月5日（月）までに説明を求めることができる。（質問書は持参、メール又はFAXにより提出すること。）

県は、福島県農業総合センターホームページに条件付一般競争入札設計図書等に関する回答書（様式第2号）を掲載する方法により、令和8年10月7日（水）までに回答する。

(2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とする。

(3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。

(4) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。

(5) 入札者は、次の各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を入札代理人にすることができない。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(6) 落札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。

ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

(7) 開始時刻後において、入札者又はその代理人は開札場所に入場できない。

(8) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え、又は撤回をすることができない。

10 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を

延期し、若しくは取り止めることがある。

11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札心得第3条に規定する方法以外の方法により提出された入札書
- (2) 入札参加資格のない者が入札した入札書
- (3) 入札時刻に遅れてした入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 同一の入札について、同一人が2通以上なした入札又は入札参加者若しくはその代理人が他の入札参加者の代理をした入札
- (6) 鉛筆書きによる入札書
- (7) 入札の日付がない入札書
- (8) 金額の記入がない、金額を訂正した又は金額が判読できない入札書
- (9) 発注者名、商号又は名称、押印のいずれかがない入札書（押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載のない入札も含む）
- (10) 入札書の委託業務名が入札公告と一致しない又は記載されていない入札書（軽微な誤字、脱字等であって意思表示が明確であるものを除く。）
- (11) 入札制度等監視委員会において談合の事実が確認された場合の入札書
- (12) 上記(1)から(11)に掲げるもののほか、入札公告、入札説明書、契約の方法及び入札の条件において示した入札条件に違反して入札した入札書

- 2 入札制度等監視委員会において談合の事実が確認されなかった場合であっても、談合の疑いが払拭できないとされた場合は、その入札書は無効とする。

12 入札参加資格要件の審査に関する事項

- (1) 開札後、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者（同額の場合はくじ引きにより先順位となった者）に係る入札参加資格確認書類の記載事項を審査の上、入札参加資格を確認するものとする。

当該者の入札参加資格が確認できなかった場合は、当該者以外の者で予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者（同額の場合はくじ引きにより先順位となった者）に係る入札参加資格確認書類の記載事項を審査の上、入札参加資格を確認するものとし、確認できなかった場合は以下同様に行うものとする。

- (2) 入札参加資格確認書類の提出については、別紙1のとおりとする。

13 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって、有効な入札をした者で、開札後に入札参加資格要件の審査をして資格確認できた者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。

この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により随意契約とすることができる。

14 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするか、又はその納付に代えて担保として財務規則第 169 条第 1 項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規則第 229 条第 1 項各号（別紙 2）のいずれかに該当する場合において、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、福島県財務規則の定めるところによる。

15 契約の確定時期

地方自治法第 2 3 4 条第 5 項の規定により委託者及び受託者が契約書に記名押印したとき、又は県が調達した立会人型電子契約サービスを利用した電子契約により、委託者及び受託者が電子署名を行ったときに確定する。

16 電子契約による契約締結の意向確認

本契約案件は、県が調達した電子契約サービスを利用した契約締結を行うことができる。落札者（随意契約の場合にあつては、契約の相手方）は、電子契約による契約締結を希望する場合は、すみやかに「電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書」に必要事項を記載のうえ、発注機関の契約事務担当課宛に電子メールにより提出すること。（※電子契約を希望しない場合は従来の書面による契約とする。）

なお、電子契約の詳細については、福島県ホームページの電子契約サービスのページを参照すること。

（電子契約サービスのページ/

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-160.html>）

17 契約条項

契約条項は、別紙委託契約書(案)及び福島県財務規則による。

18 その他

- (1) 天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。なお、この場合における損害は、入札者の負担とする。
- (2) 入札から落札者の決定までに入札者が 3 に示す要件を満たさなくなったときは、当該入札者は落札者とししない。
- (3) 入札結果の公表は、契約締結後 1 4 日以内に行う。
- (4) 公表は、福島県農業総合センターホームページにおいて行う。

福島県庁舎等維持管理業務に係る条件付一般競争入札心得

(目的)

第1条 福島県が発注する庁舎等維持管理業務に係る条件付一般競争入札による入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、法令に定めるもののほか、この心得の定めるところにより入札しなければならない。

(入札保証金)

第2条 入札保証金の納付は免除する。

(入札の方法等)

第3条 入札参加者は、入札公告、金額抜き設計図書、仕様書、契約の方法及び入札の条件及び現場等を熟知し、また暴力団排除に関する誓約事項（別添）を承諾のうえ入札しなければならない。

2 入札参加者は、入札書を作成し、入札公告に示した入札の場所及び日時に本人が出席して入札書を提出することを原則とし、郵便をもって提出することができない。

3 入札参加者は、入札公告に入札に参加する者に必要な資格の確認に関する事項が記載されている場合には、条件付一般競争入札参加資格確認書類提出書及び添付書類を作成し、入札場所に持参しなければならない。

4 入札参加者は、代理人をして入札を行うことができる。この場合、当該代理人は、入札書の提出前に代理人の資格を示す委任状を入札執行職員に提出するものとし、入札書には代理人の表示をしなければならない。

なお、委任状には受任者の使用印を押印するものとする（押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記入すること）。

5 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

6 入札参加者は、次の各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を入札代理人にすることができない。

(1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

7 入札参加者又は入札参加者の代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず、その書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他法令の規定に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第5条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

(入札の執行等)

第6条 入札は、入札公告に示す日時及び場所において行うものとする。

2 開札は、入札終了時に入札会場にて行うものとする。

3 入札及び開札は公開とする。

4 開札したときは、直ちに入札書を金額順に並べ、低い金額で入札した者から順に、入札書の記載事項を確認し、無効の入札を行った者があった場合には、当該入札参加者及び当該理由を読み上げるものとする。

(入札書の無効等)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

(1) 第3条に規定する方法以外の方法により提出された入札書

(2) 入札参加資格のない者が入札した入札書

(3) 入札時刻に遅れてした入札

(4) 委任状を持参しない代理人のした入札

(5) 同一の入札について、同一人が2通以上なした入札又は入札参加者若しくはその代理人が他の入札参加者の代理をした入札

(6) 鉛筆書きによる入札書

(7) 入札の日付がない入札書

(8) 金額の記入がない、金額を訂正した又は金額が判読できない入札書

(9) 発注者名、商号又は名称、押印のいずれかがない入札書（押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載のない入札も含む）

(10) 入札書の委託業務名が入札公告と一致しない又は記載されていない入札書（軽微な誤字、脱字等であって意思表示が明確であるものを除く。）

(11) 入札制度等監視委員会において談合の事実が確認された場合の入札書

(12) 上記（1）から（11）に掲げるもののほか、入札公告、入札説明書、契約の方法及び入札の条件において示した入札条件に違反して入札した入札書

2 入札制度等監視委員会において談合の事実が確認されなかった場合であっても、談合の疑いが払拭できないとされた場合は、その入札書を無効とする。

- 3 入札金額が最低制限価格を下回る場合は、その入札書を失格とする。

(落札者の決定)

第8条 入札を行った者のうち、入札参加資格の条件を満たし、かつ、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者(最低制限価格を下回る入札をした者を除く。)を落札者とする。

(再度入札)

第9条 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付すものとする。この場合、第1回目の最低の入札価格を上回る価格で入札をした者の入札は無効とし、当該入札に係る第3回目以降の入札参加者の資格は失うものとする。第3回目以降に行う入札についても再度の入札に準じて行うものとする。

- 2 前項の入札を行ってもなお落札者がいない場合には、当該入札を打ち切ることがある。
- 3 第1項の入札には、第7条に規定する無効又は失格の入札をした者は参加することができないものとする。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第10条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせるものとする。

- 2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(契約保証金)

第11条 契約保証金の納付等については、別に定めるところによる。

(契約書等の提出)

第12条 落札者は、次の各号に掲げる場合においては、落札決定の日から起算して7日以内に、当該各号に掲げる措置を行わなければならない。ただし、知事又は当該契約事務について委任を受けた公所長(以下「契約権者」という。)の承諾を得て、この期間を延長することができる。

- (1) 契約書を作成する場合、契約権者が指示する契約書案に住所・氏名その他必要な事項を記載し、これに記名押印し、関係書類を添えてこれを契約権者に提出すること。
- (2) 契約内容を記録した電磁的記録(以下「電子契約書」という。)により契約を行う場合、契約権者が指示する電子契約書に契約権者が定めるところにより電子署名を行い、関係書類を契約権者に提出すること。
- 2 落札者が、前項に規定する期間内に前項各号に定める措置を行わないときは、落札は、その効力を失う。
- 3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は落札決定後速やかに契約権者が指示する請書を提出しなければならない。ただし、契約権者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(質問及び異議の申立て)

第13条 入札参加者は、この心得に疑義がある場合は、その疑義について入札前において質問することができる。

2 入札書の提出後、この心得についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

附 則

この心得は、平成20年10月1日以降に入札執行に係る決裁を受ける業務について適用する。

附 則

1 この心得は、平成24年10月30日から施行する。

2 平成24年10月29日以前に入札公告又は入札通知を行った業務等については、従前の例による。

3 この心得は、平成28年2月8日から施行し、平成28年度契約分から適用するものとする。

4 この心得は、令和3年1月21日から施行し、同日契約分から適用するものとする。

5 この心得は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月31日以前に公告を行った入札については、従前の例による。

附則

1 この心得は、令和7年4月1日から施行する。

附則

1 この心得は、令和7年10月1日から施行する。

2 令和7年9月30日以前に入札公告又は入札通知を行った業務等については、従前の例による。

契約の方法及び入札の条件

1 契約の方法

地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の5の2の規定により条件付一般競争入札とする。ただし、入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいないときは、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とすることがある。

2 入札の条件等

入札の際提示しなければならない条件は、次のとおりとする。

(1) 入札書の記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札保証金

入札保証金の納付は、福島県財務規則（以下「規則」という。）第249条第1項第4号及び同施行通達第249条関係第2項の規定により免除するものとする。

(3) 最低制限価格

最低制限価格は設定しない。

(4) 落札者

入札参加資格の条件を満たし、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(5) 契約保証金

規則第228条に定める契約保証金は、契約代金額の100分の5以上の額とする。

ただし、規則第229条第1項の規定に該当する場合は免除する。

(6) 委託の期間

委託の期間は、契約日から令和9年3月31日までとする。ただし、委託業務の着手時期は、契約締結の日から5日以内とする。

(7) 委託契約書

別紙委託契約書（案）による。

(8) 契約の確定時期

地方自治法第234条第5項の規定により委託者及び受託者が契約書に記名押印したとき、又は県が調達した立会人型電子契約サービスを利用した電子契約により、委託者及び受託者が電子署名を行ったときに確定する。

(9) 電子契約による契約締結の意向確認

本契約案件は、県が調達した電子契約サービスを利用した契約締結を行うことができる。落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、電子契約による契約締結を希望する場合は、すみやかに「電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書」に必要事項を記載のうえ、発注機関の契約事務担当課宛に電子メールにより提出すること。（※電子契約を希望しない場合は従来の書面による契約とする。）

なお、電子契約の詳細については、福島県ホームページの電子契約サービスのページを参照すること。

(電子契約サービスのページ/

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-160.html>)

(10) 提出書類

受託者は、仕様書に定めるほか、以下に掲げるものを契約締結後5日以内に提出しなければならない。

ア 着手届

イ 作業工程表

別添

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。
また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、入札書の提出をもって誓約します。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

別紙 1

入札参加資格確認書類の提出について

入札公告に示す条件に基づき、入札参加資格確認書類提出書（様式第 5 号）に添付が必要となる書類は次のとおりである。

記

- | |
|---|
| 1 庁舎等維持管理業務入札参加有資格者名簿（令和 8・9 年度分）の機械設備保全管理業務に登録されている者であること。 |
|---|

県で作成している庁舎等維持管理業務入札参加有資格者名簿により確認するので、提出を要しない。

- | |
|------------------------|
| 2 県中地域に本店、支店又は営業所を有する者 |
|------------------------|

庁舎等維持管理業務入札参加資格申請書を基に作成した、庁舎等維持管理業務入札参加資格有資格者名簿により確認するので書類の提出は要しない。

- | |
|---|
| 3 過去 2 年の間、本件業務又は本件業務と同規模、同種の業務を履行した実績がある者
当該業務に係る「契約書の写し」を提出すること。 |
|---|

- | |
|--------------------------|
| 4 第一種フロン類充填回収業者に登録されている者 |
|--------------------------|

「第一種フロン類充填回収業者登録通知書の写し」を提出すること。

福島県財務規則（抜粋）

（契約保証金の減免）

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第 2 項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 200 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 1 件 500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (7) 1 件 500 万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (8) 1 件 300 万円未満の工事（建設工事を除く。）の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (9) 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金の額に 100 分の 10（建設工事又は製造以外にあつては 100 分の 5）を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (10) 除染作業業務委託契約又は森林整備業務委託契約の締結後に当該業務委託に係る業務委託料を変更する場合において、変更後の業務委託料に 100 分の 5 を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (11) 応急仮設住宅撤去業務の契約締結後に当該撤去業務に係る契約金額を変更する場合において、変更後の契約金額に 100 分の 5 を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (12) 1 件の契約金額が 500 万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第 1 号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。
- (13) 県において公用又は公共の用に供するため財産を購入する場合において、当該契約の締結と同時に登記義務者から登記をすることについての承諾書の提出があり、かつ、当該財産の引渡しが拒絶されるおそれがないと認められるとき。
- (14) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
- (15) 財産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。

- (16) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (17) 県において公用又は公共の用に供するため財産を借り入れる場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (18) 貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 2 前項第5号の場合において、当該契約の相手方が当該契約に関して当該契約の相手方と同種の営業を営み、かつ、県内に主たる営業所を有する者で契約権者が確実であると認めるものを連帯保証人として立てるときは、同項第5号中「100万円未満」とあるのは、「300万円未満」と読み替えるものとする。

空調設備保守点検業務委託契約書（案）

委託業務の名称 空調設備保守点検業務委託

委託業務の場所 福島県農業総合センター

委託金額 金 円也
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円也）

委託の期間 契約日から令和9年3月31日まで

契約保証金 福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)の規定による

上記の委託業務について、委託者「福島県」を甲とし、受託者「 」を乙として、次の各条項により委託契約を締結する。

（委託業務の仕様等）

第1条 乙は、別紙仕様書に基づき、頭書の金額をもって、頭書の期間における頭書の委託業務を誠実に履行しなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第2条 乙は、書面による甲の承諾を得ないで、この契約によって生ずる権利及び義務を、いかなる方法をもってするかを問わず、第三者に譲渡し、承継し、又は下請けさせてはならない。

（主任技術者）

第3条 乙は、委託業務の実施について、技術上の管理を掌る主任技術者を置き、当該主任技術者の氏名を書面で甲に通知しなければならない。

（委託業務内容の変更等）

第4条 甲は、必要があるときは、委託業務の内容を変更し、又は一時中止させることができる。この場合において、委託金額又は委託の期間を変更する必要があるときは、甲、乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額については、甲、乙協議して定める。

（乙の請求による委託期間の延長）

第5条 乙は、天災その他その責めに帰すことができない事由により、期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対し、遅滞なくその事由を付した書面を提出することにより、履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は甲、乙協議して定める。

（損害賠償）

第6条 委託業務の実施に関し発生した損害（第三者に与えた損害を含む。）のため、必要を生じた経費は乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由による場合におい

ては、その損害のために生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲、乙協議して定める。

(検査及び引渡し)

第7条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく甲による履行確認の検査を受けなければならない。

(委託料の支払)

第8条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、所定の手続きに従って委託金額の支払を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第9条 乙の責めに帰すべき事由により期限までに委託業務を完了できない場合において、当該期限後において完了する見込みのあるときは、甲は乙から遅延利息を徴収して当該期限を延長することができる。

2 甲は、前項の規定により履行期限を延長することとしたときは、その旨を乙に通知するとともに、当該期限の延長に関する変更契約を乙との間に締結するものとし、乙は、これに应ずるものとする。

3 第1項の規定による遅延利息は、当初の履行期限（前2項の規定による履行期限の変更があったときは、その期限とする。）から延長後の履行期限までの期間の日数に応じ、委託料の額に政府契約の支払遅延防止法等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）とする。

4 甲の責めに帰すべき事由により前条第2項の規定による委託料の支払が遅れたときは、乙は、遅延日数に応じ、未受領の金額に政府契約の支払遅延防止法等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

一 期限内に委託業務が完了しないとき、又は委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

二 期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。

三 第2条の規定に違反したとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

五 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

六 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。

一 前条の規定によりこの契約が解除された場合

二 乙がこの債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変その他不測の事故等、乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合はこの限りではない。

（談合による損害賠償）

第12条 甲は、この契約に関し乙が次の各号の一に該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第一号又は第二号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排

除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が、前項の規定により計算した賠償額の額を超える場合において甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（名義変更等の届出）

第13条 乙は、その代表者等に変更があったときは、その変更にかかる登記簿謄本その他のこれを証する書面を添えて、甲に届け出なければならない。

（秘密の保持）

第14条 乙は、委託業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（補則）

第15条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

（紛争の解決方法）

第16条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

（書面契約による場合）

上記の契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

（電子契約による場合）

上記の契約の証として、本書を電磁的記録により作成し、当事者が地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の2に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和8年 月 日

委託者（甲） 福島県郡山市日和田町高倉字下中道116番地
福島県
福島県農業総合センター 所長 古川 勝弘

受託者（乙）

空調設備保守点検業務委託仕様書

1 委託業務概要

- (1) 業務名称 空調設備保守点検業務委託
- (2) 業務場所 福島県農業総合センター
- (3) 委託期間 契約日から 令和9年3月31日まで
- (4) 業務目的 農業総合センターに設置されている空調設備を円滑に運転させるため、下記に定める事項により空調設備保守点検業務を実施すること。

2 業務内容

(1) 総合点検

フロン排出抑制法に基づき、下記3の機器について、下記4で定めた点検項目について、委託期間内に年1回行うこと。

(2) 随時点検

受託者は、委託期間において、保守点検の対象となる下記3の機器に故障が発生し、委託者からの要請があった場合は、速やかに技術者を派遣し点検するものとする。その点検のための費用は無償とする。ただし、修繕に要する費用は別途精算する。

(3) 点検事業者

点検事業者は第一種フロン類充填回収業者に登録されている者であり、点検実施者は、冷媒フロン類取扱技術者又は冷凍空気調和機器施工技能士(1級又は2級)の資格を有するものであること。

3 保守点検の対象機器

(1) 空冷式ヒートポンプ式パッケージエアコン／ACP(三菱電機製)

(室外機)

管理棟・研究棟屋上

PUHY-WRP224SDMG5・・・18台

PUHY-WRP280SDMG5・・・22台

PUHY-WRP335SDMG5・・・ 1台

PUHY-WRP400SDMG5・・・ 4台

(室内機)

交流棟

PEFY-224MG7・・・ 6台

PEFY-280MG7・・・ 8台

管理棟・研究棟

天井カセット型(4方向吹出)

PEFY-P22EMG7・・・108台

PEFY-P28EMG7・・・ 28台

PEFY-P36EMG7・・・ 38台

PEFY-P45EMG7・・・ 14台

天井埋込型

PEFY-P45MG7・・・ 54台

PEFY-P56MG7・・・ 12台

PEFY-P71MG7・・・ 1台

(2) 空冷式ヒートポンプエアコン/EHP(三菱電機製)

(室外機)

交流棟機械室

PUHY-P335M-E・・・ 4台

PUSY-P112M-B・・・ 1台

PUHY-P224M-E・・・ 3台

(室内機)

交流棟

PEFY-P140M-E・・・ 6台

PEFY-P45M-E・・・ 8台

PLFY-P45LMD-E・・・ 2台

PEFY-P71M-E・・・ 1台

PEFY-P80M-E・・・ 4台

(3) 空冷式ヒートポンプエアコン/EHP(三菱電機製)

(室外機)

管理棟・研究棟屋上

PUHY-P335M-E・・・ 1台

(室内機)

生物工学実験室、培養室

PUFY-P28AM-E・・・ 6台

PUFY-P36CLMD-E・・・ 5台

PUFY-P56CLMD-E・・・ 1台

(4) 培養室エアコン/EHP(ダイキン製)

(室外機)

管理棟・研究棟屋上

LRYP2C・・・・・・ 3台

(室内機)

培養室

LEYP2B9・・・・・・ 3台

4 点検項目

<3 (1) 空冷式ヒートポンプ式パッケージエアコン/ACP(三菱電機製)>

室外機

点検項目	点検内容
基礎・固定部	亀裂・沈下等の異状がないこと
外観状況	腐食・偏見・破損等の異状がないこと

電気系統	基礎・端子に変形・破損等の異状がないこと
冷媒系統	ガス漏れがないこと 冷媒配管に損傷等の異状がないこと
圧縮機	異音、異常発熱等の異状がないこと
送風機	異音、異常発熱等の異状がないこと
熱交換器	破損・目詰まり等の異状がないこと
運転記録	運転電圧・電流測定 絶縁抵抗測定 吸込・吹出温度測定 冷媒圧力測定 冷媒温度測定

室内機

点検項目	点検内容
外観状況	腐食・変形・破損等の異状がないこと
送風機	異音、異常発熱等の異状がないこと
熱交換器	目詰まり等の異状がないこと
運転記録	吸込・吹出温度測定
エアフィルター	清掃すること

室内機 天井カセット形

点検項目	点検内容
外観状況	腐食・変形・破損等の異状がないこと
送風機	異音、異常発熱等の異状がないこと
熱交換器	目詰まり等の異状がないこと
運転記録	吸込・吹出温度測定
エアフィルター	清掃すること

室内機 天井埋込形

点検項目	点検内容
送風機	異音がないこと
運転記録	吹出温度測定

- ※ 定期点検においては、システム天井のパネルを外さないで点検する。
- ※ 室内機に異状のおそれがあり、天井のパネルを外して調査する必要があるときは、発注者と協議のうえ、対応を検討する。

< 3 (2) 空冷ヒートポンプエアコン/EHP(三菱電機製) >

室外機

点検項目	点検内容
基礎・固定部	亀裂・沈下等の異状がないこと

外観状況	腐食・偏見・破損等の異状がないこと
電気系統	基礎・端子に変形・破損等の異状がないこと
冷媒系統	ガス漏れがないこと 冷媒配管に損傷等の異状がないこと
圧縮機	異音、異常発熱等の異状がないこと
送風機	異音、異常発熱等の異状がないこと
熱交換器	破損・目詰まり等の異状がないこと
運転記録	運転電圧・電流測定 絶縁抵抗測定 吸込・吹出温度測定 冷媒圧力測定 冷媒温度測定

室内機

点検項目	点検内容
外観状況	腐食・変形・破損等の異状がないこと
送風機	異音、異常発熱等の異状がないこと
熱交換器	目詰まり等の異状がないこと
運転記録	吸込・吹出温度測定
エアフィルター	清掃すること

<3 (3) 空冷ヒートポンプエアコン/EHP(三菱電機製)>

室外機

点検項目	点検内容
基礎・固定部	亀裂・沈下等の異状がないこと
外観状況	腐食・偏見・破損等の異状がないこと
電気系統	基礎・端子に変形・破損等の異状がないこと
冷媒系統	ガス漏れがないこと 冷媒配管に損傷等の異状がないこと
圧縮機	異音、異常発熱等の異状がないこと
送風機	異音、異常発熱等の異状がないこと
熱交換器	破損・目詰まり等の異状がないこと
運転記録	運転電圧・電流測定 絶縁抵抗測定 吸込・吹出温度測定 冷媒圧力測定 冷媒温度測定

室内機

点検項目	点検内容
------	------

外観状況	腐食・変形・破損等の異状がないこと
送風機	異音、異常発熱等の異状がないこと
熱交換器	目詰まり等の異状がないこと
運転記録	吸込・吹出温度測定
エアフィルター	清掃すること

< 3 (4) 培養室エアコン/EHP(ダイキン製) >

室外機

点検項目	点検内容
基礎・固定部	亀裂・沈下等の異状がないこと
外観状況	腐食・偏見・破損等の異状がないこと
電気系統	基礎・端子に変形・破損等の異状がないこと
冷媒系統	ガス漏れがないこと 冷媒配管に損傷等の異状がないこと
圧縮機	異音、異常発熱等の異状がないこと
送風機	異音、異常発熱等の異状がないこと
熱交換器	破損・目詰まり等の異状がないこと
運転記録	運転電圧・電流測定 絶縁抵抗測定 吸込・吹出温度測定 冷媒圧力測定 冷媒温度測定

室内機

点検項目	点検内容
外観状況	腐食・変形・破損等の異状がないこと
送風機	異音、異常発熱等の異状がないこと
熱交換器	目詰まり等の異状がないこと
運転記録	吸込・吹出温度測定
エアフィルター	清掃すること

5 提出種類

契約締結後速やかに次の書類を提出すること。

- ・着手届
- ・工程表
- ・有資格者であることを証する書類

業務委託期間終了後速やかに次の書類を提出すること。

- ・完了届
- ・点検報告書(写真添付)